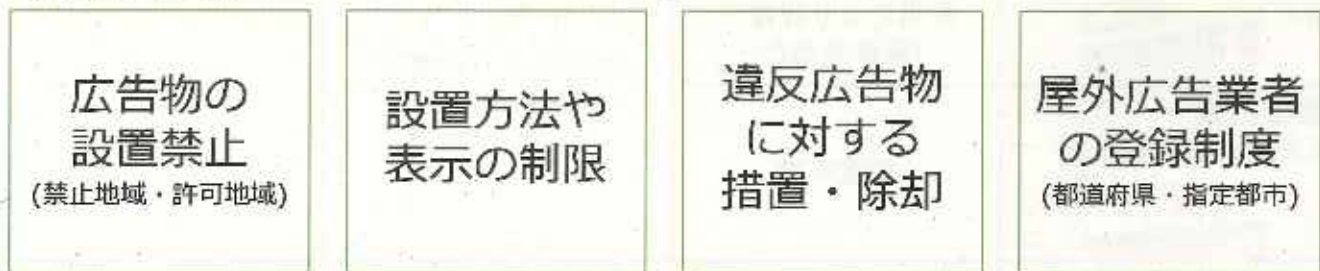


屋外広告物法・条例の目的

- 目的**
- 1 良好な景観の形成、風致の維持
 - 2 公衆に対する危害の防止

この2つの目的を達成するため、屋外広告物・屋外広告業について必要な規制を、都道府県・指定都市・各市（景観行政団体）の条例で定めている。

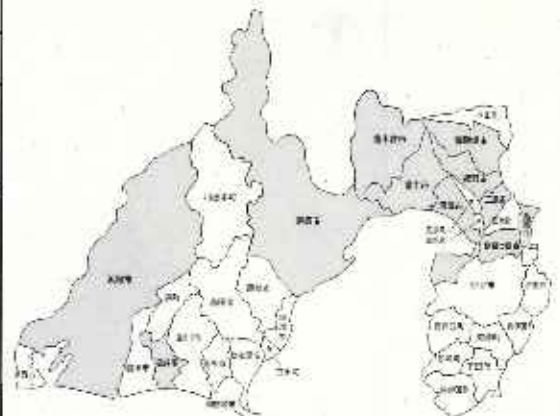
(規制の例)



県屋外広告物条例の適用市町、許可事務の所管

- ・市町により適用条例や事務処理の権限が異なる。
- ・県の屋外広告物条例が適用されるのは、独自条例を制定していない市域（12市）及び町域（12町）。なお、市域については各市が許可事務等を行っている。

区域		屋外広告物許可事務	
		適用条例	事務の所管
市	静岡市、浜松市【2市】	市条例	市
	独自条例を制定した景観行政団体【9市】	市条例(注)	市
	その他の市【12市】	県条例	
町(郡部)【12町】		県条例	県(土木事務所)



白抜き…県条例適用市町

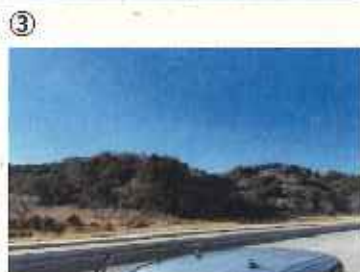
(注) 景観行政団体による独自条例の制定…熱海市、袋井市、三島市、富士宮市、富士市、沼津市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市
景観行政団体である市町は、独自の屋外広告物条例を制定することができる。これにより、景観計画と整合したきめ細やかな地域区分の設定、地域の実情にあわせた規制・誘導が可能となる

小山町道 (R5.7.31供用開始 現況)



R5年5月撮影

湖西市道 (R5.9下旬供用開始 現況)



R5年3月撮影